

袋井市地域公共交通計画の一部改訂スケジュールの変更について

1 概要

公共交通の補助金であるフィーダー補助（国庫補助）については、令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件となりました。

袋井市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の一部改訂については、第1回及び第2回地域公共交通会議にお諮りし、改訂作業を行ってきました。

この度、中部運輸局から、令和6年度事業計画認定申請のスケジュールの変更及び計画見直し（案）の改定内容について指導がありましたので、次のとおりスケジュールを見直すとともに、計画の変更（主に評価指標に対する目標値の再検討）については、来年度当初の本会議において再度お諮りいたします。

2 計画改訂と事業計画申請等のスケジュール（案）

令和5年 5月31日 第1回地域公共交通会議 計画一部改訂（案）協議【承認】
 10月23日 第2回地域公共交通会議 計画一部改訂（案）協議【承認】
 12月25日 第3回地域公共交通会議

計画の一部改訂スケジュールの変更について

令和6年4月 袋井東地区タクシー運行開始

5月 第1回地域公共交通会議 計画一部改訂（案）協議

6月 計画の一部改訂（当初は、令和5年12月に改訂予定）
 令和6年度地域公共交通計画認定申請（運輸局へ提出）※

令和7年度地域公共交通計画認定申請（運輸局へ提出）

令和6年9月 令和6年度事業運行期間終了（R5年10月～R6年9月）

地域公共交通会議の口座開設（予定）

令和6年11月 令和6年度事業交付申請

※ 5月の会議で御協議いただき、運輸局に提出した「生活交通確保維持改善計画」認定申請は、「地域公共交通計画」認定申請に変更となりました。

3 具体的な修正箇所について

第2回会議資料「3-2」に沿って、今後予定している修正箇所について説明します。

(1) 地域公共交通における位置付け・役割 (P12)

- ・表中「袋井駅・中東遠総合医療センター線」及び「袋井東地区タクシー」の役割欄に、「軸となる幹線への接続」について追記する。
- ・表中「デマンドタクシー」の役割欄に、「都市拠点への接続」について追記する。

(2) 地域公共交通確保維持事業の必要性 (P14)

袋井東地区タクシーの説明に、「路線定期運行やデマンドタクシーでは輸送が困難なため当該地域では一般乗用タクシーを活用するもの」という文脈を盛り込む。

(3) 地域公共交通確保維持事業に係る実施主体の概要 (P28)

表中「袋井東地区タクシー」の運行態様を、「乗用タクシーによる運行」に修正する。

(4) 評価指標と数値目標 (P29~P31、P34~P36)

「評価指標 1」「路線バス等の年間利用回数」、「評価指標 4-1」「公共交通に係る市の財政負担額」、「評価指標 4-2」「市内路線バス等の収支差」における目標値の算定に、袋井東地区タクシーの見込値を反映させる。

<袋井市地域公共交通計画一部改訂スケジュール（案）>

	R 5											R 6						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
地域公共交通会議		●5/31 第1回(計画改訂案協議)					●10月 第2回(計画改訂について(協議))				●12月 第3回(計画改訂版配布)			●5月 第1回(計画改訂について(協議))				
運輸局			●6月末 R6年度事業計画申請								●2月末まで R6年度事業計画変更申請				●6月末 R6年度地域公共交通計画認定申請 R7年度地域公共交通計画認定申請			
	←————— (R6年度事業: R5.10月~R6.9月) —————→																	
計画改訂	●素案作成・運輸支局協議						●11月計画一部改訂	●改定案についての指導			●広報、市HPで周知			●計画の一部改訂について(決裁)	●6月計画一部改訂	●広報、市HPで周知		